

国民健康保険 制度改正のお知らせ

将来にわたる安定的で持続可能な医療保険制度の構築を目的として、平成30年4月1日から国民健康保険法が改正され、国民健康保険の制度が変わります。

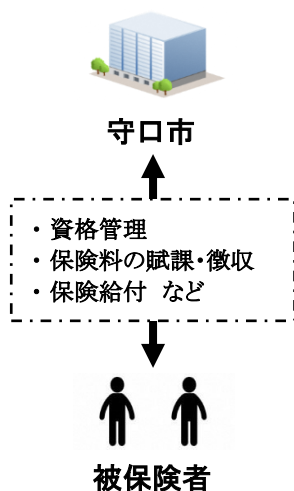
制度改正による変更点

- これまでは、それぞれの市町村が保険者として運営してきましたが、平成30年度からは市町村とともに**大阪府も保険者**となります。
- 財政の安定化を図るため、**財政運営の責任主体は大阪府**が担います。
- 被保険者の負担の公平性の観点から、大阪府において**同じ世帯構成・所得水準であれば同じ保険料**となるよう、**大阪府が統一した市町村標準保険料率を提示**します。
- **保険料減免や給付に関する基準も、大阪府が統一した共通基準を設定**します。

《制度改正のイメージ》

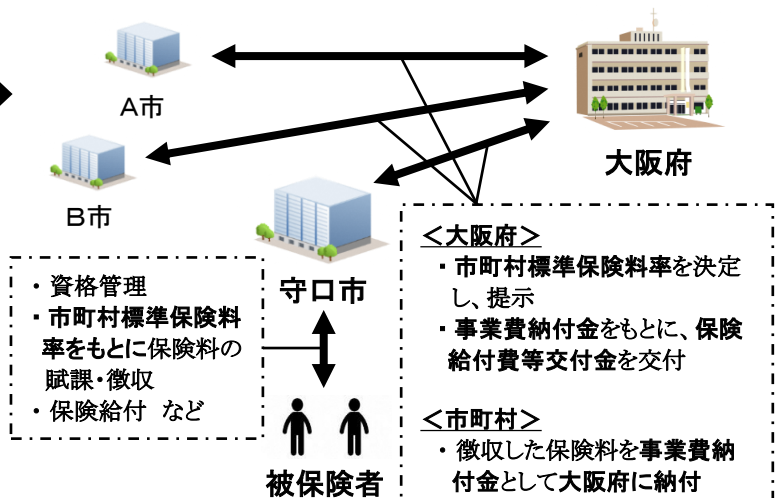
【これまで】

- 国民健康保険は、それぞれの市町村が保険者として、独自に運営してきました。



【平成30年度から】

- 市町村とともに大阪府も保険者となり、国民健康保険の財政運営の責任主体は大阪府が担います。
- 被保険者の資格管理や保険料の賦課・徴収、保険給付などは、これまでどおり市町村が行います。



皆さまの窓口は、今までどおり守口市役所です

国民健康保険への加入や脱退の届出、保険給付に関する支給の申請、保険料の分割納付や減免の相談などは、制度改正後も引き続き、守口市役所の窓口で行います。

制度改正で守口市国民健康保険はこう変わります

大阪府内における国民健康保険財政の安定化を図ることを前提に、被保険者の負担の公平性を目指す観点から、大阪府が各種基準を統一することを受け、守口市国民健康保険においても、以下の点について変更となります。

【変更点①】保険料率

大阪府が統一の保険料率として提示する市町村標準保険料率に合わせて、保険料率を決定します。

これにより、保険料額の算定を10円単位から1円単位に変更するとともに、保険料のうち介護納付金分について、世帯別平等割を廃止し、所得割と被保険者均等割の2方式で算定します。

(※) 基礎賦課(医療)分と後期高齢者支援金等分は、これまでどおり3方式で算定します。

【変更点②】保険料減免

災害に遭われた場合や、前年度から大幅に収入が減少した場合などに、申請により特例として適用する保険料減免の基準を、大阪府の共通基準に合わせます。

これらの事情により保険料の納付が困難な場合は、必ず保険料の納期限までにご相談ください。

(※) 保険料減免の基準は、平成30年度から新たに拡充するもの、これまでどおり措置するもの、平成30年度からは廃止するものがあります。

【変更点③】給付関係

○ 人間ドックを受診した被保険者への助成制度の創設

特定健康診査の受診対象となる40歳以上の被保険者が、特定健康診査の検査項目を全て満たす人間ドックを受診した場合、申請により13,000円を上限として助成します。

(※1) 助成は年度内1回に限り、受診日の翌年度の4月末日までに申請があった場合が対象です。

(※2) 受診日以前に、その年度の市民総合(特定)健康診査を受診した場合は対象外です。

(※3) 保険料を滞納し、分納誓約を履行していない場合も対象外です。

○ 葬祭費を30,000円⇒50,000円に引き上げ

(※) 平成30年3月31日以前の葬儀に対する葬祭費は、引き続き30,000円です。

○ 被保険者証の様式の変更

平成30年11月1日の被保険者証一斉更新時から、大阪府内統一の様式となり、「大阪府国民健康保険被保険者証」と表記されます。

○ 大阪府内市町村に転出した場合における高額療養費の「多数回該当」の対象となるための支給月数の通算

高額療養費の支給月数が12ヵ月間で3回以上となった場合に、4回目から自己負担限度額が引き下がる「多数回該当」について、対象となるための支給月数を、大阪府内市町村への転出の場合は引き継いで通算します。

《 例 》	4月	5月	6月	転出	7月	8月	9月	10月
これまで：	1回目	2回目	3回目		1回目	2回目	3回目	多数回
平成30年度以降：	支給月数を引き継いで通算				多数回	多数回	多数回	多数回

【お問い合わせ先】

守口市 市民生活部 保険課

TEL: 06 - 6992 - 1532